

総務大臣  
野田聖子殿

統計委員会委員長  
西村清彦

## 諮問第119号の答申 作物統計調査の変更について

本委員会は、諮問第119号による作物統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

### 記

#### 1 本調査計画の変更

##### (1) 承認の適否

平成30年9月10日付け30統計第690号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「作物統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

##### (2) 理由等

###### ア 共済減収調査の廃止に伴う調査対象の範囲等の変更

本申請では、本調査のうち、共済減収調査を廃止する計画である。

これについては、収入保険制度<sup>(注1)</sup>の創設や農業共済制度の見直しなど、当該調査結果<sup>(注2)</sup>の利活用環境の変化に対応し、本調査の収穫量調査結果やその他関係資料<sup>(注3)</sup>を代替情報として活用することにより、報告者負担の軽減や統計調査業務の効率化等を推進するものであることから、適当である。

(注1) 従来の農業共済制度は、自然災害による収量減少を補償対象とし、価格低下等は補償の対象外であったこと、補償対象品目が限定的で農業経営全体をカバーするものではなかったこと等から、品目の枠にとらわれず、農業経営者の収入全体を見て総合的に補償を行う「収入保険制度」が平成31年1月から創設され、農業者は、農業共済と収入保険のどちらかのみ選択加入が可能となる。

(注2) 当該調査は、現地調査による損害評価を行う必要のある引受方式（一筆方式、樹園地単位方式、半相殺方式）を対象としていたが、新たに地域インデックス方式による引受が開始され、一筆方式及び樹園地単位方式は平成33年（2021年）産までで廃止される。

(注3) 各地域におけるJA等の出荷団体の保有するデータ、気象データ、生育ステージ、都道府県の試験場等の資料。

## イ 報告を求める事項の変更

### (ア) 調査票の名称の一部変更

本申請では、てんさい用及びさとうきび用の「畑作物収穫量調査調査票（団体用）」、「野菜収穫量調査調査票（団体用）（春植えばれいしょ用）」の3種類の調査票の名称について、「作付面積調査」の表記を追加する計画である。

これについては、調査内容に即した適切な名称に変更するものであることから、適当である。

### (イ) 品目コード欄等の追加

本申請では、次図のとおり、野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）指定産地（市町村）用）他2種類の調査票について、品目コード欄をそれぞれ追加する計画である。

## 図 調査票の変更状況

〔野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）指定産地（市町村）用〕  
 ※「野菜収穫量調査調査票（経営体用）」及び「花き出荷量調査調査票（経営体用）」  
 についても、品目コード欄を追加

**変更案**

【1】 貴団体に集荷している市町村別の作付面積及び出荷量について

記入上の注意  
 ○ その品目の指定産地が存在する市町村について、指定産地の内外にかかわらず記入してください。  
 ○ 「作付面積」は、は種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積を記入してください。単位は「ha」とし、小数点第一位（10a単位）まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。  
 ○ 「作付面積」及び「出荷量」には、種子用や飼料用は含めません。

品目名 コード	主たる収穫 ・出荷期間	指定産地名 コード	市町村名 コード	区分	作付面積 ha	出荷量 t
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		
				前年		
				本年		

**現行**

【1】 貴団体に集荷している市町村別の作付面積及び出荷量について

記入上の注意  
 ○ その品目の指定産地が存在する市町村について、指定産地の内外にかかわらず記入してください。  
 ○ 「作付面積」は、は種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積を記入してください。単位は「ha」とし、小数点第一位（10a単位）まで記入してください。0.05ha未満の場合は「0.0」と記入してください。  
 ○ 「作付面積」及び「出荷量」には、種子用や飼料用は含めません。

品目名	主たる収穫 ・出荷期間	指定産地名	市町村名	作付面積 ha	出荷量 t	前年度	
						作付面積	出荷量

これについては、集計事務の効率化や正確性の確保に資するものであり、品目名等と併せてプレプリントすることにより、報告者の記入負担も増加しないことから、適当である。

#### ウ 調査結果の公表の期日の変更

本申請では、麦類の作付面積調査の結果について、これまで都府県分を調査実施年の9月下旬、北海道分を調査実施年の10月下旬と別々に公表していたものを、全て調査実施年の9月下旬に公表することに変更する計画である。

これについては、近年、関係機関からの早期の情報収集が可能となっているため変更するものであり、統計利用者の利便性等にも資するものであることから、適当である。

### 2 「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」（平成28年11月18日付け統計委第8号）における今後の課題等への対応状況について

本調査については、「諮問第93号の答申 作物統計調査の変更について」（平成28年11月18日付け統計委第8号。以下「前回答申」という。）において、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討することが必要であると指摘されている。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。）においても、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較検証・検討の結果、動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用検討など推定値の精度向上を図るとの課題が掲げられている。

これについては、平成28年産調査における野菜及び花きの各品目の非主産県に係る作付面積及び収穫量（全国値）について、現行の推計方法（主産県の増減率）による推定値<sup>（注1）</sup>と追加的な検証方法（非主産県の増減率）<sup>（注2）</sup>による推定値の比較を行ない、その他の作物についても同様に検証を進めるとしていることから、引き続き、対応を注視する。

（注1）現行の推計方法は、全国値＝主産県値＋前回の非主産県値×主産県の増減率により、推計を行っている。

（注2）追加的な推計方法は、全国値＝主産県値＋前回の非主産県値×非主産県の増減率により、推計を行っている。

以上